

(審査案件第109号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った一部公開決定について、別表2の「公開すべき部分」は、公開すべきであり、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 令和3年(2021年)3月5日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「令和3年2月3日付で処分した〇〇に対する行政処分に係る決裁文書、立入検査記録表、廃棄物処理法第18条による報告」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和3年3月30日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分(以下「本件非公開部分」という。)を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和3年4月23日、審査請求人は、本件実施機関に対し、個人情報を除く可能な限りの情報公開を求め、審査請求を行った。
- 4 令和3年5月14日、本件実施機関は、審査請求人に対して、審査請求に係る処分があったことを知った年月日並びに処分庁の教示の有無及び内容の記載がないことを理由に、補正を命じた。
- 5 令和3年5月18日、審査請求人は、審査請求書を補正し、個人情報を除く可能な限りの情報公開を求めて、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

環境省の「行政処分の指針」において、県は、事業者等の違法行為等があった際には、刑事処分の決定を待つことなく、迅速に行政処分を行うことが求められている。環境省の「処理基準の通知」及び長野県の「行政処分基準」において、不法焼却は、未遂を含み「許可取消し処分」とされている。県は、不法焼却を行った業者に対し、迅速に行政処分を行わず、決定までに2年以上も時間をかけ、公にしている処分基準よりも甘い「90日間の事業停止処分」にとどめたのだから、本件実施機関は、処分の根拠を公開すべきである。

本件決定に係る別表1の番号1、2、8、9、10及び12は、条例第7条第6号アに該当することを理由に非公開とされたが、むしろこれらの情報を公開することの方が、今後の適正な業務の遂行につながると思われる。なぜなら、検査員が何を根拠にどのような評価をして、「許可取消し」ではなく「事業停止処分」にとどめたのかを非公開とすることは、一部の業者との馴れあい等による不適切な判断の隠蔽にもつながりかねず、処分の公平性、妥当性等を確認することができないためである。また、環境省の「行政処分の指針」において、欠格要件の判断、改善命令、許可取消し、措置命令等の運用が示され、公開されているのだから、県が処分の根拠を非公開とする理由はない。

また、公文書番号8及び10のうち、「検査職員の受検者に対する評価に関する記載」を公開すると、「検査員がありのままの記載を躊躇する」という考えは、公務員として不適切であり、当該情報は、条例第7条第6号に該当しない。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定に係る別表1の番号1、2、8、9、10及び12のうち、立入検査の手法や着眼点を公開することで、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。また、行政処分を指針等の基準より軽減した根拠など、県が行政処分を行う際の判断基準を公開する場合、違法行為を行う事業者が、どのような対応をすれば処分が軽減されるのかを知ることとなる。結果として、真に改善をする意思がないまま形式的に処分が軽減されるような措置を講じるなど、事業者による脱法行為の助長につながるおそれがあると考えられるため、当該部分は、条例第7条第6号アに該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

## 1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

## 2 本件公文書及び本件非公開部分について

### (1) 本件公文書について

本件請求について、本件実施機関が特定した公文書は、〇〇（以下「本件事業者」という。）に対して本件実施機関が行った行政処分に係るものであり、次のアからキまでの文書である。

#### ア 復命書

本件実施機関が立入検査実施前に現地調査をした際の状況や、立入検査の結果等を報告するために作成された文書であり、本件事業者から徴取した契約書や、株主総会の資料等の写しが添付されている。

#### イ 口頭電話記録

本件実施機関の職員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の解釈を環境省から聞き取った内容や、本庁と現地機関の担当課との間で本件事業者に関して連絡した内容を記録するために作成された文書である。

#### ウ 廃棄物処理法第18条第1項による報告書

廃棄物処理法第18条第1項の規定により本件実施機関が報告を求めた事項について、本件事業者が提出した文書であり、本件事業者の株主総会の資料や給与支払明細書等の写しが添付されている。

#### エ 産業廃棄物立入検査記録票

本件実施機関がウの提出を求める書面を本件事業者に手交した際の状況や、本件事業者に対する行政処分を決定した後に、本件事業者の運営状況を確認するために実施した立入検査結果を記録するために作成された文書である。

#### オ 不利益処分に係る弁明の機会の付与に係る起案文書

廃棄物処理法に係る行政処分を決定するにあたり、本件事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定による弁明の機会の付与を通知するために作成された文書であり、当該通知書の案文等が添付されている。

#### カ 廃棄物処理法に基づく行政処分の決定に係る起案文書

本件事業者に対する廃棄物処理法に基づく行政処分を決定するにあたり作成された文書であり、本件事業者への通知書の案文等が添付されている。

キ プレスリリース掲載伺い

本件事業者に対して行政処分を行ったことに関するプレスリリースを県ホームページに掲載することについて伺うために作成された文書である。

## (2) 本件非公開部分について

本件非公開部分のうち、本件実施機関が条例第7条第3号又は第6号に該当することを理由に非公開とした部分は、次の①から⑳までの情報である。①から㉔までの部分（以下「本件第3号非公開部分」という。）は、条例第7条第3号に該当することを理由に、㉕から㉘までの部分（以下「本件第6号非公開部分」という。）は、同条第6号に該当することを理由に、非公開とされている。

なお、本件実施機関が条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした部分について、争いはない。

①法人代表者の印影 ②産業廃棄物処理委託契約書の契約単価及び合計予定金額  
③請求書等の単価及び金額 ④法人の口座情報 ⑤取引先業者の電話番号及びFAX番号  
⑥請求書における工事の名称 ⑦請求書及び領収証の発行業者情報 ⑧本件事業者所有の土地に関する情報  
⑨本件事業者の運搬車の車両番号 ⑩請求書における工事の総出来高量 ⑪施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書のすべて  
⑫法人の産業廃棄物収集運搬業許可に係る経過 ⑬産業廃棄物処理委託契約書の間接処理後の最終処分施設一覧表  
⑭臨時株主総会議事録のすべて ⑮株主総会議事録のすべて ⑯取締役互選書のすべて  
⑰辞任届のすべて ⑱印鑑（改印）届書のすべて ⑲印鑑カードのすべて  
⑳株式譲渡（贈与）承認請求書のすべて ㉑贈与契約書のすべて ㉒社会保険料変更通知のすべて  
㉓法人の株式譲渡に関する記載 ㉔産業廃棄物処理法第18条報告の内容 ㉕施行規則第17条第2項の規定による確認申請書のすべて  
㉖顛末書のすべて ㉗復命書のうち、立入検査の概要 ㉘復命書のうち、立入検査の流れ  
㉙立入検査チェック表のすべて ㉚復命書のうち、立入検査の方法 ㉛立入検査結果表のすべて  
㉜〇〇による野外焼却と〇〇の関係性等の整理のすべて ㉝産業廃棄物処理法第18条第1項の規定による報告の徴収に関する通知書のうち、報告を求める事項  
㉞弁明の機会の付与の起案における行政処分の判断基準に関する記載 ㉟行政処分の決定に係る起案における行政処分の判断基準に関する記載  
㊱産業廃棄物立入検査記録票の概要の＜その他＞の記載 ㊲復命書（令和3年1月25日付け）のうち、相手方の評価に係る記載  
㊳復命書（令和3年2月3日付け）のうち、相手方の評価に係る記載

## 3 条例第7条第3号該当性について

(1) 本号は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人不利益情報」という。）を非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、法人の経営手法や、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、法人の権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。以下、本件第3号非公開部分の本号該当性について検討する。

(2) まずは、本号の規定に沿って、①から⑧までの本号該当性を順次判断する。

ア ①法人代表者の印影について

①は、法人間における重要取引等の限られた場面において、文書の真正性の担保の目的等のために使用されるものであり、これが本件事業者の意思によらないで公開されると、その印影を複写することで他者に悪用されるなどといったおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

イ ②産業廃棄物処理委託契約書の契約単価及び合計予定金額並びに③請求書等の単価及び金額について

②は、法人が当該取引先との関係性等を踏まえた上で設定するものであり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

ウ ④法人の口座情報について

④は、銀行名、支店名、預金種目及び口座番号から構成されている。口座情報は、法人が取引にあたって限られた相手方に限って知らせるものと考えられ、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

エ ⑤から⑦まで（取引先業者の電話番号及びFAX番号、請求書における工事の名称並びに請求書及び領収証の発行業者情報）について

⑤及び⑥は、同一の情報が取引先業者及び工事発注業者のホームページで公表されていることが確認でき、本件事業者の取引先を識別できる情報であると認められる。また、⑦は、郵便番号、住所、法人の名称、代表者の氏名、法人の印影、法人代表者の印影、電話番号及びFAX番号により構成されており、本件事業者の取引先業者を識別できる情報であると認められる。以上を踏まえると、⑤から⑦までを公開した場合、本件事業者の取引先業者が識別される。本件事業者の取引先業者に係る情報は、広く世間一般に公表されているといった事情も確認できず、法人の内部管理に属する情報であると認められる。したがって、⑤から⑦までは、法人不利益情報に該当すると認められる。

オ ⑧本件事業者所有の土地に関する情報について

⑧は、本件実施機関の職員が立入検査を実施した際に、本件事業者から聞き取った、本件事業者が所有する土地の貸借に関する情報、土地の利用方法及び取引先情報が記載されている。当該情報は、広く世間一般に公表されているといった事情も確認できず、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

よって、アからオまでを踏まえて、本件実施機関が①から⑧までを本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当である。

(3) 次に、本号の規定に沿って、⑨から⑫までの本号該当性を順次判断する。

ア ⑨本件事業者の運搬車の車両番号について

⑨は、本件事業者が所有する運搬車の運輸局への自動車登録番号である。自動車登録番号は、自動車のナンバープレートに表示されている番号であり、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、自動車が公道を走行する際は、その表示が義務付けられている。自動車登録番号は、誰にでも識別できるよう見やすく表示されるものであり、外部から容易に認識できるものである。したがって、当該情報が法人不利益情報に該当するとは認められない。

イ ⑩請求書における工事の総出来高量について

⑩は、本件事業者が取引先の業者に発行した請求書に記載された、請求書発行時点での工事の出来高量であり、具体的な出来高量とその単位により構成されている。当該情報は、工事の進捗状況を示しているに過ぎず、これを公開したとしても本件事業者等に不利益を及ぼすといった特段の事情が認められないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

ウ ⑪施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書のすべてについて

⑪は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年3月31日号外経済産業省令第22号。以下「経営承継円滑化法施行規則」という。）第17条第1項第1号の規定により、本件事業者が都道府県知事に対して行った確認申請について、都道府県知事が発行した確認書である。⑪は、同規則により定められた様式であり、都道府県知事が行う確認の種別をチェック記号により明示する様式となっている。別表1の7に記載されたとおり、本件決定において本件事業者が同規則第17条第1項第1号に基づく申請を行ったことは、既に明らかであるから、これを公開することで本件事業者に不利益を及ぼすとは考えられない。したがって、⑪は、法人不利益情報に該当するとは認められない。

エ ⑫法人の産業廃棄物収集運搬業許可に係る経過について

⑫は、本件事業者に対して行政処分を行うにあたり、行政手続法の規定により

弁明の機会を付与するために作成された起案文書に添付された、不法処理等に関する調査書に記載された本件事業者の事業許可申請についての経過であり、申請状況、本件実施機関の対応状況並びに具体的な申請及び許認可の日付により構成されている。当審査会が確認したところ、不法処理等に関する調査書の別の項目において、本件事業者の廃棄物収集運搬業許可の許可申請についての本件実施機関の対応状況が記載されており、公開されている。公開された情報から具体的な申請日は特定できないが、これらの情報を公開したとしても、本件事業者に対して不利益を及ぼすと認められる特段の事情もないことから、当該情報は、法人不利益情報に該当するとは認められない。

よって、アからエまでを踏まえて、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした⑨から⑫までは、公開すべきである。

(4) さらに、本号の規定に沿って、⑬から⑳までの本号該当性を順次判断する。

ア ⑬産業廃棄物処理委託契約書の間接処理後の最終処分施設一覧表について

⑬は、本件実施機関が立入検査を実施した際に取得した本件事業者と処分業者間の産業廃棄物処理委託契約書に添付された、当該処分業者が産業廃棄物の中間処理を行った後の最終処分施設の一覧表である。当該一覧表は、標題、処分業者の名称及び印影、項目名、再生品目、廃棄物の種類、処分方法、処理能力、利用方法、再生品の売却先法人の名称及び所在地、再生委託先法人の許可番号並びに再生施設の名称及び所在地から構成されている。なお、当該委託契約における処分業者の名称は、本件決定において公開されている。⑬のうち、再生品の売却先法人の名称及び所在地、再生委託先法人の許可番号並びに再生施設の名称及び所在地は、処分業者の取引先を識別できる情報と認められ、(2)エと同様に、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、産業廃棄物処理委託契約書に通常記載されうる情報や、契約事項の項目名であり、当該情報を公開した場合に、本件事業者や処分業者に不利益を及ぼすとは認められない。

よって、⑬のうち、再生品の売却先法人の名称及び所在地、再生委託先の許可番号並びに再生施設の名称及び所在地を本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

イ ⑭臨時株主総会議事録のすべて及び⑮株主総会議事録のすべてについて

⑭及び⑮は、本件事業者が開催した臨時株主総会及び定期株主総会の議事録（以下「株主総会の議事録」という。）である。臨時株主総会の議事録は、別表1の番号2及び番号7に添付されたものがある。

株主総会の議事録は、会社法（平成17年7月26日号外法律第86号）第318条の規

定により、作成並びに本店及び支店への備え置きすることとされているが、その閲覧又は謄写の請求は、株主、債権者又は裁判所の許可を得た親会社社員に限られている。さらに、同法施行規則第72条の規定により、株主総会の議事録に記載する内容が定められている。

当審査会が⑭及び⑮を確認したところ、株主総会の議事録には、開催日、時刻、発行株式数、議決権を有する株主の数及び株式の総数、当該議決権の数、出席株主の数、出席役員の役職、氏名、印影及び住所、議長の役職及び氏名、議事録作成者、議案の内容並びに決議内容のほか、会議の開催や閉会にあたっての形式的な事項が記載されている。これらの内容のうち、開催日、時刻、議決権を有する株主の数及び株式の総数、当該議決権の数、出席株主の数、出席役員の役職、氏名、印影及び住所、議事録作成者、株主情報、議案の内容並びに決議内容は、株主総会出席者のみが知りえる情報であると考えられ、法人の内部管理に属する情報であることから、当該情報は、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、会社法施行規則第72条において株主総会の議事録に記載することとされた項目の名称や、形式的な記載事項、何人でも知りうる法人登記事項の情報であり、当該情報を公開した場合に、本件事業者に不利益を及ぼすとは認められない。

さらに、別表1の番号2に添付された臨時株主総会議事録には、商業登記規則61条3項の規定に定められた事項の証明書が添付されている。当審査会が確認したところ、当該証明書は、議決権数上位10名の株主又は議決権割合の合計が総議決権数の3分の2に達するまでの株主のうち、いずれか少ないほうの株主について、氏名又は名称、住所、株式数、議決権数及び議決権数割合を一覧表形式で法人代表者が証明するものとなっている。当該株主情報は、広く世間一般に公表されているとの事情が認められず、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。さらに、当該一覧表の具体的な情報が記載された部分のみを非公開とした場合、合計の議決権割合が3分の2に達するまでの株主の人数が10名より少ないか、又は何名の株主により3分の2以上の議決権割合を占めているかといった情報が明らかとなることから、項目欄及び番号欄を除き当該一覧表部分が法人不利益情報に該当すると認められる。また、当該証明書には、臨時株主総会の日時、総議決権数及び法人代表者の印影も記載されているが、これらの情報は、株主総会の議事録と同様に法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、当該証明書において証明する事項の説明書きや、法人の名称、法人代表者の氏名が記載されているに過ぎず、法人不利益情報に該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が⑭及び⑮のうち、開催日及び時刻、議決権を有する株主の数、当該議決権の数、出席株主の数、出席取締役の氏名、印影及び住所、議

事録作成者、議案の内容、決議内容並びに証明書の項目欄及び番号欄を除く一覧表部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

エ ⑩取締役互選書のすべてについて

⑩は、代表取締役の辞任に伴い開催された取締役の互選会議の議事経過が記載された文書である。当該文書には、開催日時、互選会議の経過、出席役員の氏名、議長、互選書を作成した取締役の氏名、代表取締役の住所並びに代表取締役及び出席役員の個人の印影のほか、記載事項の項目名、会議の進行に係る形式的事項及び代表取締役の選定に係る審議結果が記載されている。これらの内容のうち、開催日時、互選会議の経過、出席役員の氏名、互選書を作成した取締役の氏名、代表取締役の住所並びに代表取締役及び出席役員の個人の印影は、当該会議出席者のみが知りえる事項であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報であると認められる。

一方、その余の部分は、公開しても具体的な議案等の内容に結びつかず、通常、取締役互選書に記載される事項であると考えられることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。また、代表取締役の選定に係る審議結果、すなわち代表取締役に就任した者の情報は、法人登記簿等により何人も知りうる情報であると考えられ、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が⑩のうち、開催日時、互選会議の経過、出席役員の役職及び氏名、互選書を作成した取締役の氏名、代表取締役の住所並びに代表取締役及び出席役員の個人の印影を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

オ ⑪辞任届のすべてについて

⑪は、⑩に添付された法人代表者の辞任届であり、辞任する具体的な理由及び日付、辞任する者の住所及び氏名、法人の名称並びに法人代表者の印影のほか、形式的な事項が記載されている。これらのうち、辞任の理由及び日付並びに辞任する者の住所は、株主総会の出席者等、限られた者のみが知りえる情報であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。また、法人代表者の印影は、3(2)アと同様に法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、通常、辞任届に記載される事項であると考えられ、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が⑪のうち辞任の理由及び日付、辞任する者の住所並びに法人代表者の印影を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

カ ⑫印鑑（改印）届書のすべてについて

⑫は、代表取締役の改選に伴い、商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき

法務局に対して法人の印鑑に関する事項を届け出る際に使用する様式であり、法人代表者の印影、法人の名称、本店の住所、印鑑届出者の資格、氏名及び生年月日、会社法人等番号、印鑑カード番号、前任者の氏名のほか、委任状欄には、委任年月日並びに委任者の住所、氏名及び印影が記入されている。これらのうち、印鑑届出者の生年月日、印鑑カード番号、委任年月日並びに委任者の住所及び印影は、本件事業者の限られた者のみが知る事項であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。また、法人代表者の印影は、3(2)アと同様に法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、法務局がホームページ等に示す様式であることや、会社法人等番号が国税庁ホームページで検索できること及び本件決定において公開された他の情報を踏まえると、記載内容を推測できると認められることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が⑱のうち、法人代表者の印影、印鑑届出者の生年月日、印鑑カード番号、委任者の印影、委任年月日及び委任者の住所を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

キ ⑲印鑑カードのすべてについて

⑲は、商業登記法に基づき法務局へ届け出た法人代表者の印影の正当な所持者を証明する、法務局から発行されるカードの写しであり、余白には、印鑑カード番号が手書きで記載されている。印鑑カード番号は、カと同様に法人不利益情報に該当すると認められるが、その余の部分については、どの法人にも共通する印鑑カードの様式であるため、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が、⑲のうち、印鑑カード番号を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

ク ⑳株式譲渡（贈与）承認請求書のすべてについて

⑳は、会社法に基づき、譲渡制限を付された株式の譲渡について株主総会の承認を請求するために作成された文書であると認められ、譲渡する相手方の住所及び氏名、譲渡する株式の種類及び数、譲渡人の住所、氏名及び印影並びに譲渡の日付のほか、形式的な事項が記載されている。これらのうち、形式的な事項を除く部分は、本件事業者や株主総会出席者等の限られた者のみが知りえる事項であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、通常、株式譲渡（贈与）承認請求書に記載されるものと考えられることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が、⑳のうち、株式を譲渡する相手方の住所及び氏名、譲渡する株式の具体的な種類及び数、譲渡人の住所、氏名及び印影並びに譲渡の

日付を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

ケ ㉑贈与契約書のすべてについて

㉑は、㉐の株式譲渡（贈与）承認請求を受け、贈与者と受贈者間で締結した株式の譲渡に係る契約書であり、贈与者及び受贈者の氏名、住所及び印影、契約条件並びに譲渡の日付のほか、形式的な事項が記載されている。これらのうち、形式的な事項を除く部分は、本件事業者や株主総会出席者等の限られた者のみが知りえる事項であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、標題や贈与契約書の作成部数などといった形式的な記載事項については、通常、契約書に記載されるものと考えられることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が㉑のうち、贈与者及び受贈者の氏名、住所及び印影、契約条件並びに譲渡の日付を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

コ ㉒社会保険料変更通知のすべてについて

㉒は、本件事業者をアテ先として作成された社会保険料の変更通知であり、差出人の名称が記載されていないものの、社会保険労務士等が作成した文書と推察される。㉒は、通知年月日、控除する社会保険料額を変更する日付及び理由並びに法人の従業員ごとの社会保険料の額の一覧表（以下「控除額一覧表」という。）のほか、形式的な記載事項により構成されている。これらのうち、通知年月日、控除する社会保険料額を変更する日付及び控除額一覧表の従業員ごとの具体的な社会保険料の額は、本件事業者のみが知りえる事項であり、法人の内部管理に属する情報であることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、通常、社会保険労務士等から受ける社会保険料の変更の通知において記載されるものと考えられることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が、㉒のうち、通知書の日付、控除する社会保険料額を変更する日付及び控除額一覧表の従業員ごとの具体的な社会保険料の額を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

サ ㉓法人の株式譲渡に関する記載について

㉓は、別表1の番号5の口頭電話記録のうち、用件欄、処理欄及び欄外に記載された法人の株式譲渡に関する情報であり、本庁と現地機関の担当課の間で連絡した際の記録の一部である。用件欄には、本件実施機関の職員が本件事業者から聞き取った株主間での株式譲渡に関する情報、株式譲渡契約書の内容の相違に関する事及び当該相違に係る今後の本件事業者の対応方針が記載されている。

用件欄の記載内容は、具体的な法人の株式譲渡に関する記載内容であると認められ、既にク及びケで述べたとおり、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、当該聞き取りの内容を踏まえて、本件実施機関がどのように対応するかが記載されており、当該部分を公開したとしても、具体的に法人の株式譲渡に関する内容が推測されることも考え難いことから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が㉓のうち、用件欄の記載を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、処理伺欄及び欄外の記載は、本号に該当せず公開すべきである。

シ ㉔廃棄物処理法第18条報告の内容について

㉔は、別表1の番号7中の、廃棄物処理法第18条第1項の規定により本件事業者に対して報告を求めた事項に対する報告書のうち、法人からの具体的な報告内容の部分である。これらの情報のうち、見出しの番号、表形式になっている報告事項の項目及び添付書類に係る注意書きを除いた部分は、株主に関する情報や、福利厚生に関する情報など、具体的な法人の内部管理に係る種々の情報が記載されており、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開したとしても具体的な報告内容が明らかとならないことから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が㉔のうち、見出しの番号、表形式になっている報告事項の項目及び添付書類に係る注意書きを除いた部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

ス ㉕施行規則第17条第2項の規定による確認申請書のすべてについて

㉕は、(3)のウにおいて述べたとおり、経営承継円滑化法施行規則第17条第1項第1号の規定により、本件事業者が特例承継計画について都道府県知事に提出した確認申請書の写しであり、同施行規則に定められた様式に、法人代表者の印影、日付、本件事業者に係る情報、特例代表者に係る情報、特例後継者に係る情報及び今後の法人の経営計画が記載され、さらに、同法施行規則に基づく認定経営革新等支援機関による指導及び助言が記載された資料（以下、スにおいて「添付書類」という。）が添付されている。これらのうち、本件事業者が常時使用する従業員の数、特例後継者の氏名欄（後継者であることが明らかである者を除く。）、具体的な今後の経営計画（項目名を除く。）及び添付書類の記載内容（標題、見出し及び項目名を除く。）は、通常、本件事業者のみが知りえる情報や、今後の経営方針といった本件事業者の内部管理に属する情報であり、世間一般に公表されているといった事情も認められないことから、法人不利益情報に該当すると認められる。なお、法人代表者の印影は、3(2)アと同様に法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、経営承継円滑化法施行規則に定められた様式であることや、本件決定において公開された他の情報を踏まえると、記載内容を推測できると認められることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が㉔のうち、特例後継者の氏名欄（後継者であることが明らかである者を除く。）、具体的な今後の経営計画（項目名を除く。）及び添付書類の記載内容（標題、見出し及び項目名を除く。）を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

#### セ ㉔顛末書のすべてについて

㉔は、別表1の番号7のうち、本件事業者と取引のある行政書士が本件実施機関に提出した複数の申請書間の内容の相違について説明した資料である。これらのうち、標題、あて先、見出し及び形式的な記載事項を除いた部分は、事の顛末を詳細に述べており、当該相違が起こった経緯や、原因、再発防止策等の措置が記載されており、正確な内容で再度申請書を提出する旨の提案などが述べられている。当該情報が世間一般に公表されているといった特段の事情がないことを踏まえると、これを公開することで、当該行政書士の社会的評価や信用を損なうおそれがあると認められることから、当該部分は、法人不利益情報に該当すると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開しても当該行政書士の名称や、報告内容の推測には結びつかないと考えられることから、法人不利益情報に該当しないと認められる。

よって、本件実施機関が㉔のうち、標題、あて先、見出し及び形式的な記載事項を除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

#### 4 条例第7条第6号該当性について

(1) 本号は、公開することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある情報を非公開とする旨を規定している。

本号の適用に際しては、公開することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案するものと考えられる。また、公開することによる支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものでなければならず、その支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

本号に該当することを理由に本件実施機関が非公開とした部分について、審査請求人は、検査員が何を根拠にどのような評価をして本件事業者に対する処分を決定したかを非公開とすることは、一部の事業者との慣れあい等による不適切な判断の隠蔽にもつながりかねず、処分の公平性、妥当性を確認することができな

いことから、業務の透明性を明らかにする意味でも公開すべきであり、また、環境省の「行政処分の指針」において、欠格要件の判断、改善命令及び許可取消し、措置命令等の運用が示され、公開されているのだから、県が処分の根拠を非公開とする理由はないなどと主張する。一方で、本件実施機関は、当該部分を公開することにより、県が行う立入検査の手法や着眼点が明らかとなり、今後行う立入検査や調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるなどと主張する。したがって、以下、本件第6号非公開部分の本号該当性を検討する。

(2) 本号の規定に沿って、⑳から㉓までの本号該当性を順次判断する。

ア ㉑復命書のうち、立入検査の概要について

㉑は、本件事業者の事業所に立入検査を行った結果等について報告をするために作成された別表1の番号1の復命書のうち、次回の立入検査に向けて本件実施機関の職員が行った打合せの概要である。本件実施機関は、㉑が具体的な検査手法や検査の着眼点である旨を主張するが、当該内容は、本件事業者に対する立入検査実施要領（案）（以下「実施要領」という。）の内容を確認するといった記載に過ぎず、具体的な検査手法等であるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした㉑は、公開すべきである。

イ ㉒復命書のうち、立入検査の流れについて

㉒は、実施要領のうち、立入検査の流れが記載された部分である。㉒は、立入検査前の流れ、検査を行う項目、立入検査終了後の流れにより構成されている。これらのうち、実施要領の2枚目の17行目から21行目までには、具体的な検査の着眼点や、事例に即した検査の手法が記載されていると認められる。これを公開した場合、本件事業者に限らず、同種の立入検査の実施を受ける者が、当該検査内容に関する偽造等の措置を講じるなどし、正確な事実の把握等に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、その余の部分には、検査の流れとして身分証の提示をすることや、あいさつの例文、立入検査の終了の宣言を行う者の名前等が記載されているに過ぎず、具体的な検査手法等であるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉒のうち、実施要領の2枚目の17行目から21行目までを本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

ウ ㉓立入検査チェック表のすべてについて

㉓は、本件実施機関が立入検査を行うにあたって作成した検査項目のチェック表である。これらのうち、標題、見出しの番号及びチェック表の項目を除く部分には、立入検査で確認すべき事項や、本件実施機関が既に把握している事項、追加で確認すべき事項が具体的に記載されている。これらの情報は、具体的な検査

の着眼点や手法に関する情報であると認められ、イと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開しても具体的な検査手法や着眼点が明らかになるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉨のうち、標題、見出しの番号及びチェック表の項目を除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

#### エ ㉩立入検査の方法について

㉩は、本件事業者の事業所に立入検査を行った結果等について報告をするために作成された別表1の番号2の復命書のうち、立入検査の方法が記載された部分である。本件実施機関は、㉩が具体的な検査手法や検査の着眼点である旨を主張するが、当該内容は、本件実施機関の職員間の検査の事務分担に関する情報及び本件事業者の対応者が記載されているに過ぎず、具体的な検査手法等であると認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした㉩は、公開すべきである。

#### オ ㉪立入検査結果表のすべてについて

㉪は、本件実施機関が本件事業者への立入検査を行い、確認した事項が一覧表形式で記載されている。これらのうち、標題、見出しの番号及び表の項目を除く部分には、本件実施機関の確認項目及び調査結果が記載されている。当該情報は、具体的な検査の着眼点や手法に関する情報であると認められ、イと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開しても具体的な検査手法や着眼点が明らかになるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉪のうち、標題、見出しの番号及び表の項目を除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

#### カ ㉫〇〇による野外焼却と〇〇の関係性等の整理のすべてについて

㉫は、本件実施機関が立入検査の結果を踏まえて作成した、当該法人の関係者が行った行為と法人との関係性を整理した資料である。これらのうち、標題、見出しの番号、見出し（「3」のうち、1つ目の見出しを除く）及び表の項目を除く部分には、本件実施機関が本件事業者への行政処分等を検討するにあたり、どのような要素に着目しているかが明らかとなる情報が記載されている。これらの情報は、具体的な検査の着眼点に関する情報であると認められ、イと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度

の蓋然性があると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開しても具体的な検査手法や着眼点が明らかになるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉔のうち、標題、見出しの番号、見出し（「3」のうち、1つ目の見出しを除く）及び表形式の項目を除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

キ ㉓廃棄物処理法第18条第1項の規定による報告の徴収に関する通知書のうち、報告を求める事項について

㉓は、別表1の番号8中の、本件実施機関が本件事業者に対して廃棄物処理法第18条第1項の規定により報告を求めることを通知した書面の写しのうち、報告を求める事項（以下、キにおいて「報告事項」という。）並びに報告書様式の具体的な項目及び内容部分である。報告事項における見出しの番号及び見出し、報告書様式における見出しの番号、表形式で報告を求める事項の項目並びに添付書類に係る注意書きを除く部分には、本件実施機関の本件事業者に対する検査の着眼点が具体的に記載されている。これらの情報は、具体的な検査の手法に関する情報であると認められ、イと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、その余の部分は、これを公開しても具体的な検査手法や着眼点が明らかになるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉓のうち、報告事項における見出しの番号及び見出し並びに報告書様式における見出しの番号、表形式で報告を求める事項の項目及び添付書類に係る注意書きを除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

ク ㉔弁明の機会の付与の起案における行政処分の判断基準に関する記載及び㉕行政処分の決定に係る起案における行政処分の判断基準に関する記載について

㉔は、別表1の番号9、㉕は、別表1の番号12の起案文のうち、本件事業者に対する行政処分内容及びその根拠が記載された部分である。なお、㉔と㉕は、細かい表現の違いを除き、同趣旨の内容が記載されている。㉔の非公開部分を含む起案用紙のうち、17行目の12文字目から38文字目までを除く部分には、本件実施機関が本件事業者に対する行政処分を決定した根拠が詳細に記載されている。審査請求人は、処分の基準が環境省の行政処分の指針に示されていることから、処分の公平性、妥当性を確認し、業務の透明性を明らかにする意味でも公開すべきであると主張するが、本件実施機関が環境省の示す指針どおりの処分としなかったという事情を踏まえると、その判断基準が記載された部分を公開した場合に、今後、同種の事案が生じた際に、行政処分を逃れたり、軽減する目的で事業者が措置を講じるなどし、正確な事実が把握できなくなることや、公正な行政処分を

行えなくなるといった支障が生じるおそれは、否定し難く、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、㉔の7行目の12文字目から38文字目までには、本件実施機関が最終的に決定した行政処分の内容が記載されており、当該処分の内容は、プレスリリース等により一般に公表されていることが確認できることから、これを公開したとしても、本件実施機関が主張する支障が生じるとは認められない。

よって、本件実施機関が㉔のうち、起案用紙の7行目の12文字目から38文字目までを除く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

また、㉕についても同様に、本件実施機関が㉕のうち、起案用紙の15行目の15文字目から16行目の3文字目までを除く部分を非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

#### ケ ㉖産業廃棄物立入検査記録票の概要の〈その他〉の記載について

㉖は、本件事業者に対して産業廃棄物立入検査を実施した本件実施機関の職員が、その記録をまとめた産業廃棄物立入検査記録票の概要欄に記載した情報である。当審査会が確認したところ、㉖には、立入検査を実施した職員が、検査に立ち会った本件事業者の発言内容や検査時の様子等から受けた印象等の、受検者に対する評価が記載されている。当該評価は、文書作成者の主観に基づく内容であり、当該内容が公開されることが前提となった場合、文書作成者が事務処理に必要な情報の率直な記載を躊躇し、記載内容が形骸化することで、結果として今後の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められ、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に㉖を非公開とした判断は、妥当である。

#### コ ㉗復命書（令和3年1月25日付け）のうち、相手方の評価に係る記載について

㉗は、別表1の番号10の復命書のうち、「6 相手方の反応」に記載された、本件実施機関の職員が通知書を本件事業者に手交した際の相手方の様子が記載された部分である。㉗のうち、1行目の2文字目から33文字目までを除く部分には、具体的な文書作成者の相手方に対する評価が記載されており、ケと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

一方、㉗のうち、1行目の2文字目から33文字目までの部分は、本件実施機関の職員が本件事業者に対して予定している行政処分の内容を伝えたものであり、相手方の評価が記載されているとは認められない。

よって、本件実施機関が、㉗のうち、1行目の2文字目から33文字目までを除

く部分を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当であり、その余の部分は、本号に該当せず公開すべきである。

サ ㊸復命書（令和3年2月3日付け）のうち、相手方の評価に係る記載について

㊸は、別表の番号14の復命書のうち、事業停止に係る通知書を本件事業者に手交した際に、行政処分について公表を行う旨を伝えたときの相手方の反応に係る記載部分である。当該部分には、相手方の反応に係る文書作成者の具体的な評価が記載されており、ケと同様の理由から、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

よって、本件実施機関が㊸を本号に該当することを理由に非公開とした判断は、妥当である。

#### 5 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査経過

令和3年（2021年）	5月31日	諮問
令和4年（2022年）	2月22日	理由説明書受領
	4月20日	意見書受領
	12月23日	実施機関からの口頭意見陳述、審査請求人からの提出 書面の確認及び審議
令和5年（2023年）	2月9日	審議
	3月23日	審議
	5月22日	審議
	11月28日	審議終結

(別表1)

番号	公文書の名称	公開しない部分	第5の2(2)の非公開情報	公開しない理由
1	復命書（令和2年9月17日実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 9月23日立入検査打ち合わせ」のうち、(4)の記載すべて</li> <li>・「令和2年9月23日（水）〇〇立入検査実施要領（案）」のうち、「5 立入検査の流れ」すべて</li> <li>・「立入検査チェック表」すべて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑳</li> <li>㉑</li> <li>㉒</li> </ul>	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、県が立入検査を行う際の検査手法や検査の着眼点に関する記載であり、これらを公開することにより、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産業廃棄物処理業者（再生利用業者）に係るチェックリスト」のうち、(6)のイの(ア)の記載すべて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉓</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
2	復命書（令和2年9月23日実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 立入検査の方法」の記載すべて</li> <li>・「立入検査結果表」すべて</li> <li>・「〇〇による野外焼却と〇〇の関係性の整理」すべて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉔</li> <li>㉕</li> <li>㉖</li> <li>㉗</li> </ul>	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、県が立入検査を行う際の検査手法や検査の着眼点に関する記載であり、これらを公開することにより、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「臨時株主総会議事録」、「取締役互選書」、「辞任届」、「印鑑（改印）届出書」及び「印鑑カード」すべて</li> <li>・「産業廃棄物処理委託契約書」のうち、法人代表者の印影、別表1の契約単価、予定金額、「産業廃棄物処分業許可証」の次ページのうち、「Ⅲ 丙からの最終処分（委託）先」及び「Ⅳ 丙からの再中間処理（委託）及びその後の最終処分（再生含む）場所」以外の情報</li> <li>・「請求書」のうち、請求先の電話番号、FAX番号、振込先金融機関名、支店名、口座の種類及び口座番号、請求額、工事名、買上額、単価、入金額、調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>②</li> <li>③</li> <li>④</li> <li>⑤</li> <li>⑥</li> <li>⑬</li> <li>⑭</li> <li>⑮</li> <li>⑯</li> <li>⑰</li> <li>⑱</li> <li>㉘</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>

		<p>整額、法人代表者の印影、請負金額、出来高、残額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会保険料変更通知」すべて</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真のうち、法人社員の顔が識別できる部分</li> <li>・「計量書」のうち、法人の担当者名</li> <li>・「建設関連廃棄物マニフェスト（A）」、「建設関連廃棄物マニフェスト（B1）」、「建設関連廃棄物マニフェスト（B2）」、「建設関連廃棄物マニフェスト（C2）」、「建設関連廃棄物マニフェスト（D）」及び「建設関連廃棄物マニフェスト（E）」のうち、法人の担当者名</li> </ul>	—	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
3	廃棄物処理法第18条の取扱いについて（口頭電話記録）（令和2年10月20日付け接受）	なし	—	—
4	廃棄物処理法第18条に基づく報告徴取について（口頭電話記録）（令和2年11月5日付け接受）	なし	—	—
5	〇〇の株主について（口頭電話記録）（令和2年11月6日付け接受）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「用件」欄、「処理伺」欄及び欄外のうち、株式譲渡に関する具体的な記載部分</li> </ul>	⑳	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
6	〇〇に係る廃棄物処理法第18条報告について（口頭電話記録）（令和2年11月11日付け接受）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「用件」欄のうち、廃棄物処理法第18条報告の具体的な内容に関する記載</li> </ul>	—	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>

7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項による報告書（令和2年11月12日付け収受）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代表者の印影</li> <li>・報告内容すべて</li> <li>・「臨時株主総会議事録」、「株式譲渡（贈与）承認請求書」、「贈与契約書」、「株主総会議事録」、「臨時株主総会議事録」、「施行規則第17条第2項の規定による確認申請書（特例承継計画）」、「施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書」及び「顛末書」すべて</li> <li>・「施行規則第17条第2項の規定による確認申請書（特例承継計画）」の法人代表者印影</li> <li>・「請求書」のうち、取引先の法人の名称、住所、電話番号、FAX番号、社印及び法人代表者印、税込合計金額、消費税額等、金額</li> <li>・「領収書」のうち、金額、取引先の法人の名称、住所、電話番号、FAX番号及び社印、法人代表者印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>⑦</li> <li>⑪</li> <li>⑭</li> <li>⑰</li> <li>⑳</li> <li>㉑</li> <li>㉔</li> <li>㉕</li> <li>㉖</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給与支払明細書」、「元帳」及び「令和2年分貸金台帳」すべて</li> </ul>	—	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
8	産業廃棄物立入検査記録票（令和2年11月5日実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「概要」の&lt;その他&gt;の記載すべて</li> </ul>	⑳	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、検査職員の受検者に対する評価に関する記載であり、これらを公開すると、検査職員が有りのままの記載を躊躇し、記載内容が形骸化するなど、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定による報告の徴収について（通知）」の「1 報告を求める事項」のうち、(1)及び(2)すべて</li> <li>・（様式）のうち、「記」以下すべて</li> </ul>	㉓	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、県が立入検査を行う際の検査手法や検査の着眼点に関する記載であり、これらを公開することにより、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>

				ある。
9	〇〇に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分に係る弁明の機会の付与について（令和3年1月25日付け起案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伺い文のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分</li> <li>・ 「2 不利益処分の原因となる事実」のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分</li> <li>・ 「6 処分の根拠」の(1)のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分</li> <li>・ 「不法処理等に関する調査書」の「3 不法処理等の概要」の(1)及び(2)の記載のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分</li> </ul>	—	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「6 処分の根拠」の(2)すべて</li> </ul>	③④	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、県が行政処分を行う際の判断基準が記載されており、これらを公開することにより、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不法処理等に関する調査書」の「3 不法処理等の概要」の(2)のうち、法人の許可に係る具体的な経過に関する部分</li> </ul>	⑫	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
10	復命書（令和3年1月25日実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「6 相手方の反応」のうち、相手方の評価が具体的に記載された部分</li> </ul>	③⑦	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>左記情報は、検査職員の受検者に対する評価に関する記載であり、これらを公開すると、検査職員がありのままの記載を躊躇し、記載内容が形骸化するなど、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「7 その他（聞き取り調査）」のうち、法人の取引に関する具体的な記載部分</li> <li>・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分に係る弁明の機会の付与について（通知）」のうち、法人代表者の印影</li> </ul>	①	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
11	一般廃棄物処理業の許可状況について	なし	—	—

	(口頭電話記録) (令和3年1月28日 付け接受)			
12	〇〇に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の決定について(令和3年1月28日付け起案)	・「4 違反行為の内容」のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分 ・「5 処分の根拠」の(1)のうち、個人の賞罰に関する具体的な記載部分	—	条例第7条第2号該当 左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		・「5 処分の根拠」の(2)の記載すべて	③④	条例第7条第6号該当 左記情報は、県が行政処分を行う際の判断基準が記載されており、これらを公開することにより、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
		・「令和3年(2021年)1月25日付2資第366号『廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分に係る弁明の機会の付与について(通知)』に関する件」のうち、法人代表者の印影	①	条例第7条第3号該当 左記情報は、法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
13	「産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。」 (県ホームページ発表資料(プレスリリース)掲載伺い) (令和3年2月3日付け起案)	なし	—	—
14	復命書(令和3年2月3日実施)	・「5 手交などの状況」のうち、個人の発言内容が記載されている部分	—	条例第7条第2号該当 左記情報は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		・「5 手交などの状況」のうち、検査職員の、相手方に対する評価が記載されている部分	①	条例第7条第6号該当 左記情報は、検査職員の受検者に対する評価に関する記載であり、これらを公開すると、検査職員がありのままの記載を躊躇し、記載内容が形骸化するなど、今後県が行う立入検査、調査、指導等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
		・「産業廃棄物処理業の事業停	①	条例第7条第3号該当

		止命令書」のうち、法人代表者の印影		左記情報は、法人の経営及び内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位等正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
15	産業廃棄物立入検査記録票（令和3年2月18日実施）	なし	—	—

(別表2)

番号	公開すべき部分
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復命書」のうち、「2 9月23日立入検査打ち合わせ」の「(4)概要」の非公開部分すべて</li> <li>・「令和2年9月23日(水)〇〇立入検査実施要領(案)」のうち、次の部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「5 立入検査の流れ」の1ページ目の非公開部分すべて</li> <li>(2)2ページ目のうち、17行目から20行目を除く非公開部分すべて</li> </ul> </li> <li>・「産業廃棄物処理業者(再生利用業者)に係るチェックリスト」のうち、(6)イ(ア)の非公開部分すべて</li> <li>・「立入検査チェック表」のうち、標題、見出しの番号、表の項目及び番号</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復命書」のうち、「5 立入検査の方法」の非公開部分</li> <li>・「産業廃棄物処理委託契約書(処分用)」のうち、取引先法人(本件事業者の契約相手を除く。)の名称、所在地、再生委託先の許可番号並びに再生施設の名称及び所在地を除く非公開部分</li> <li>・「請求書」のうち、工事の総出来高の数量及び単位に係る記載部分</li> <li>・「立入検査結果表」のうち、標題、見出しの番号及び項目</li> <li>・「〇〇による野外焼却と〇〇の関係性等の整理」のうち、標題、見出し番号、見出し(「3」のうち、1つ目の見出しを除く。)並びに表の項目</li> <li>・「臨時株主総会議事録」のうち、法人代表者の印影、開催日、時刻、議決権を有する株主の数及び当該議決権の数、出席株主の数、出席役員の役職、氏名、印影、議事録作成者、議案の内容及び決議内容並びに代表者の住所を除く非公開部分</li> <li>・「証明書」のうち法人代表者の印影、日付並びに一覧表(項目名及び番号を除く。)を除く非公開部分</li> <li>・「取締役互選書」のうち、開催日時、互選会議の経過、出席役員の役職、氏名、議長、互選書を作成した取締役の氏名、代表取締役の住所並びに出席役員の個人の印影を除く非公開部分</li> <li>・「辞任届」のうち、法人代表者の印影、辞任の理由、日付及び代表者の住所を除く非公開部分</li> <li>・「印鑑(改印)届書」のうち、法人代表者の印影、生年月日、印鑑カード番号、委任の日付、委任者の住所及び印影を除く非公開部分</li> <li>・「印鑑カード」のうち、印鑑カード番号を除く非公開部分</li> <li>・「社会保険料変更通知」のうち、日付及び一覧表(項目名及び番号を除く。)を除く非公開部分</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇の株主について(口頭電話記録用紙)」のうち、処理伺欄及び欄外の記載</li> </ul>

7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項による報告書」のうち、法人代表者の印影、見出しの番号、表形式になっている報告事項の項目及び添付書類に係る注意書き</li> <li>・「臨時株主総会議事録」のうち、法人代表者の印影、開催日、時刻、議決権を有する株主の数及び当該議決権の数、出席株主の数、出席役員役職、氏名、印影及び住所、議事録作成者、議案の内容及び決議内容、株主情報を除く非公開部分</li> <li>・「株式譲渡（贈与）承認請求書」のうち、株式譲渡の相手方及び譲渡人の氏名及び住所、株式の種類及び数、個人の印影並びに日付を除く非公開部分</li> <li>・「贈与契約書」のうち、贈与者及び受贈者の印影、氏名、住所、契約条件並びに日付を除く非公開部分</li> <li>・「株主総会議事録」のうち、法人代表者の印影、開催日、時刻、議決権を有する株主の数、株式の総数及び当該議決権の数、出席株主の数、出席役員役職、氏名及び印影、議案の内容及び決議内容、株主情報を除く非公開部分</li> <li>・「施行規則第17条第2項の規定による確認申請書」のうち、法人代表者の印影、常時使用する従業員の数、特例後継者の氏名欄（後継者であることが明らかである者を除く。）、具体的な今後の経営計画（標題、見出し、項目名を除く。）を除く非公開部分</li> <li>・「認定経営革新等支援機関による所見等」のうち、標題、見出し及び項目名</li> <li>・「施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書」すべて</li> <li>・「顛末書」のうち、標題、あて先、見出し、項目名</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定による報告の徴収について（通知）」のうち、次の部分</li> <li>(1) 見出しの番号及び見出しの内容</li> <li>(2) 添付様式のうち、見出しの番号、表の項目及び添付書類に係る注意書き</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分に係る弁明の機会の付与について」の起案用紙の3ページ目の17行目の12文字目から38文字目まで</li> <li>・「不法処理等に関する調査書」の2枚目の条例第7条第3号に該当することを理由に非公開とした部分すべて</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復命書」2ページ目の11行目の2文字目から33文字目まで</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の決定について」の起案用紙の3ページ目の15行目の15文字目から16行目の3文字目まで</li> </ul>

※別表2の番号は、別表1の番号と対応している。また、本答申において、公開すべきとした部分のみを記載している。